

- (19) 【発行国】日本国特許庁(JP)
(45) 【発行日】平成22年10月12日(2010.10.12)
(12) 【公報種別】意匠公報(S)
(11) 【登録番号】意匠登録第1398778号(D1398778)
(24) 【登録日】平成22年9月10日(2010.9.10)
(54) 【意匠に係る物品】道路防護柵用支柱
(52) 【意匠分類】L3-592
(51) 【国際意匠分類(参考)】25-01
(21) 【出願番号】意願2010-5470(D2010-5470)
(22) 【出願日】平成22年3月7日(2010.3.7)
(72) 【創作者】

【氏名】平澤 匡介

【住所又は居所】北海道札幌市豊平区平岸1条3丁目1番34号 独立行政法人土木研究所 寒地土木研究所内

(72) 【創作者】

【氏名】武本 東

【住所又は居所】北海道札幌市豊平区平岸1条3丁目1番34号 独立行政法人土木研究所 寒地土木研究所内

(72) 【創作者】

【氏名】田代 元司

【住所又は居所】東京都中央区日本橋3丁目6番2号 東京製綱株式会社内

(72) 【創作者】

【氏名】山口 健悟

【住所又は居所】東京都中央区日本橋3丁目6番2号 東京製綱株式会社内

(73) 【意匠権者】

【識別番号】301031392

【氏名又は名称】独立行政法人土木研究所

【住所又は居所】茨城県つくば市南原1番地6

(73) 【意匠権者】

【識別番号】000003528

【氏名又は名称】東京製綱株式会社

【住所又は居所】東京都中央区日本橋三丁目6番2号

(74) 【代理人】

【識別番号】100072408

【弁理士】

【氏名又は名称】黒田 泰弘

【審査官】渡邊 久美

(56) 【参考文献】実開昭57-119048

(55) 【意匠に係る物品の説明】本物品は、ケーブル式道路防護柵の主として中間支柱として用いられる。パイプ状をなし、上半部に180度対称にケーブル横通用のスリットを有している。支柱上端の開口から最下段のケーブルをスリットの底に横通し、図示しないスペーサーを支柱内に装てんし、その上に次段のケーブルを横通するというようにして複数本のケーブルを上下方向で所定間隔をおいて支持する。支柱はたとえば下半部が地中に埋設され、あるいは地中に埋設した支え筒に挿入支持される。

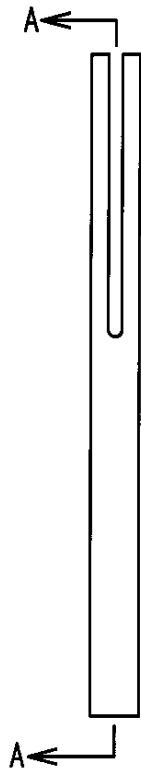
(55) 【意匠の説明】背面図は正面図と同一であるため省略する。右側面図は左側面図と同一であるため省略する。

【図面】

【正面図】

(2)

意匠登録1398778



【左側面図】



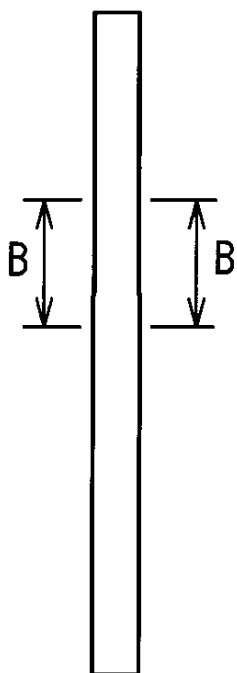
【平面図】



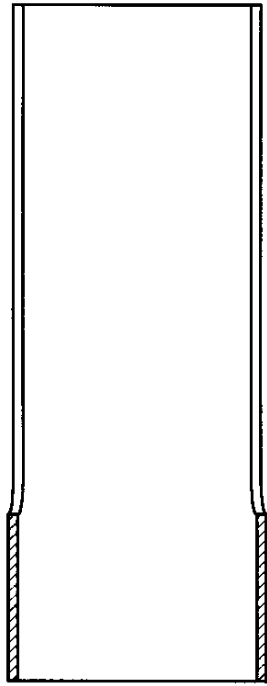
【底面図】



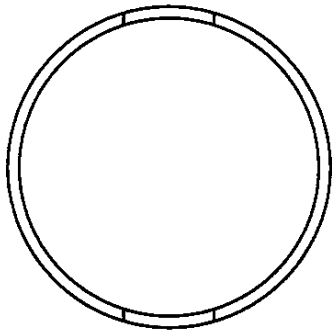
【A-A断面図】



【B-B部拡大図】



【拡大平面図】



【使用状態を示す参考図】

